

《夢が丘小学校 P T A規約》

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は日野市立夢が丘小学校 P T A と称し、任意加入団体とする。
事務所を日野市立夢が丘小学校内におく。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 教育環境の充実のために会員相互の交流、親睦をはかり、学習につとめる。
- 2 学校と家庭との連携により児童の校外活動を指導し、また生活環境をよくすることにつとめる。
- 3 その他、この会の目的を達成するための活動をする。

第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育および福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の宗教や政党にかたよらず、また営利を目的とする行為をしない。
- 3 この会、またはこの会運営委員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 自主独立のものとして他のいかなる個人、団体、機関の干渉を受けない。
- 5 学校の管理や人事に干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、ならびに本校の教職員のうち、この会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望した者とする。その目的や趣旨から、在籍する児童の全ての保護者及び教職員の入会が望ましい。

第 6 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 7 条 会員はすべて一定の会費を納入する。

第 5 章 経費

第 8 条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第 9 条 この会の経費の運営は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 この会の決算は、会計監査の監査を経て総会に報告し承認を得る。

第 11 条 この会の会費については、細則に定める。(細則 1)

第 12 条 この会は、細則に定める慶弔規定により児童および会員に対して慶弔意を表す。(細則 2)

第 13 条 この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 会計監査

第 14 条 会計業務の校正を保つため、会計監査を設ける。会計監査は会計を監査し報告する。

第 15 条 運営委員会の推薦により会計監査を 2 名選出する。

第 7 章 役員

第 16 条 この会は第 2 条の目的を達成するために、役員として運営委員を置くことができる。
運営委員の選出方法は細則に定める。(細則 3)

第 8 章 組織および機関

第 17 条 この会は次の機関をもって組織する。

1 総会 2 運営委員会

<総会>

第18条 総会はこの会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、共同代表が招集する。

第19条 総会は定期総会および臨時総会とし、形式は対面総会、書面総会もしくはオンライン総会とする。内容は細則に定める。(細則4)

<運営委員会>

第20条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、共同代表が招集する。また議決は出席者の過半数とする。

第21条 運営委員会は、この会の円滑な運営を目的とし、次のことを行う。

- 1 総会および運営委員会の決議事項の執行にあたる。
- 2 この会を構成する機関等の連絡調整を行う。
- 3 必要に応じ、対外的な活動に参加する。
- 4 次年度の予算案及び事業計画を作成し、運営について審議する。
- 5 その他、この会の運営に必要とされる事項の検討および執行にあたる。

第22条 運営委員会の構成と職務は次の通りとする。

- 1 共同代表 3名(内、1名副校長)
 - ①この会を代表し会務を統轄する。
- 2 書記 2名
 - ①この会の活動に関する重要事項を記録し、書類および資料を保管する。
- 3 会計 3名(内、1名教職員)
 - ①金銭出納および会計事務を処理し、監査を経た決算報告を総会において行う。
 - ②この会の財産を管理する。
- 5 その他委員 4名
 - ①通学路および地域の安全確保のための活動を行う。

第9章 退会

第23条 会員である保護者及び教職員は、自分の意志にていつでも退会することができる。その場合には、速やかに運営委員へ申し出るとともに、「退会届」を提出する。また、児童の転校及び卒業時、教職員の人事異動に関しては、自動退会とする。

第10章 個人情報情報の取り扱い

第24条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報情報の取得や利用、管理については「日野市立夢が丘小学校 PTA 個人情報保護方針」に定め、適正に運用する。

第11章 改正

第25条 この規約は、総会の議決により改正することができる。

第26条 この規約の細則および内規、個人情報保護方針は、規約に反しない限り運営委員会において改正することができる。改正された細則および内規、個人情報保護方針は、総会に報告する。

第12章 附則

1. この規約は、平成14年6月8日より実施する。
2. 令和5年6月17日より、本改定版を施行する。

細 則

細則1 会費について

- 1 会費は、1世帯あたり年額2,400円とする。
- 2 会費の納入は、原則として年1回とする。
- 3 年度途中における転出入及び入退会の場合は、会費を返金・徴収しない。

細則2 慶弔規定

- 1 弔慰金
 - ・児童、児童の父母または保護者の死亡 5,000円
 - ・教職員、教職員の配偶者または子どもの死亡 5,000円
- 2 傷病見舞金
 - ・児童、教職員の傷病による1か月以上の長期療養 3,000円
- 3 その他特別な事項に関しては運営委員会で協議する。
- 4 上記に対して一切の返礼を受けない。

細則3 運営委員について

- 1 原則として新2～6学年より2名を選出する。
- 2 この会に多くの会員が参加し活動するために、原則として1児童につき1回は運営委員として運営に携わることが望ましい。
- 3 運営委員ならびに会計監査の補充について
 - ①共同代表に欠員を生じたときはその他委員が代行する。
 - ②共同代表以外の運営委員ならびに会計監査に欠員を生じたときは、運営委員会にて協議を行う。

細則4 総会について

- 1 定期総会は、年度当初に開催し次の事項を審議承認する。
 - ①前年度の活動報告ならびに決算報告
 - ②本年度の活動計画ならびに予算
 - ③本会の規約の改廃
 - ④その他、運営委員会にて必要と認められた重要な事項
- 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要請があった場合に開催しなければならない。
- 3 総会は委任状を含め会員の3分の1をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意とする。
- 4 書面（電磁的方法を含む）での定期総会や臨時総会は、議事の賛否を記載できる議決権行使書で行う。この場合において、会員の3分の1以上の議決権行使書の提出があった場合に定期総会や臨時総会を有効なものとし、議事は提出された議決権行使書の過半数で定める。

.....

《履歴》

- | | |
|----|---|
| 制定 | ・平成14年6月8日 |
| 改定 | ・平成17年5月18日（細則1-1, 1-3, 3-3, 8-1） |
| 改定 | ・平成18年3月11日（第25条の2） |
| 改定 | ・平成19年5月17日（内規） |
| 改定 | ・平成20年5月22日（細則6-1, 内規） |
| 改定 | ・平成22年11月6日（細則1-4削除） |
| 改定 | ・平成22年11月6日（内規PTA会費・特別委員会） |
| 改定 | ・平成24年5月29日（細則6-1, 内規） |
| 改定 | ・平成28年5月21日（細則, 内規） |
| 改定 | ・令和元年5月18日（細則, 内規）H3 O_夢が丘小学校PTA規約等改定新旧対照表. Pdf |
| 改定 | ・令和元年10月19日（細則, 規約） |
| 改定 | ・令和3年5月15日（第17条, 第25条, 第27条（削除）, 校外チーム, 細則, 規約） |
| 改定 | ・令和4年1月14日（第17条, 第26条, 細則3-1 5-16-1, 内規） |
| 改定 | ・令和5年2月10日（規約, 細則, 内規）R4_夢が丘小学校PTA規約等改定新旧対照表. PDF |
| 改定 | ・令和5年6月17日（規約, 細則, 内規） |

《夢が丘小学校 P T Aのしおり》(内規)

夢が丘小学校 P T Aは、

保護者と教職員が協力し合い、児童の健全な育成を願う場として「夢が丘小学校 P T A 規約」に基づいた民主的な運営を行います。

原則として、保護者は児童の入学と同時に、教職員は年度初めに登録を行い、会員となります。

児童の転校および卒業時、教職員の異動に関しては、自動退会とします。会員である保護者あるいは教職員は、PTA を自主退会することが可能です。やむをえない事情により退会する場合、所定の用紙を提出します。

P T Aとは、Parent《親・保護者》Teacher《教師》Association《連合・提携》の略称です。

組織は、

原則として新 2~6 学年より 2 名ずつ選出した運営委員により「運営委員会」を組織します。より多くの会員に P T A 活動に参加していただけるよう、児童が在籍する間に、運営委員を担当することをお願いしています。

取り組み と その願いは、

児童数、家庭数は減少傾向にあり、さらに保護者の有職率も増え、P T A 活動を活発に行う機会は狭められつつあります。しかし価値観の多様化が進む社会の中で、子供達を取り巻く環境は良好とはいえず、むしろ問題は増えつつあるといえます。だからこそ、保護者と教職員と地域が子供達の健やかな成長と幸せを願う気持ちをひとつにして活動していく事が必要なのではないでしょうか。

P T A 活動の原点は、子供達の表情が生き生きと輝くような楽しい学校生活を提供できるような教育環境を整えていくことです。会員としての声を反映させるためにも各種活動に参加され、会員同士のつながりを大切に育んで下さいますよう、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

P T A 規約は、

2002 年度（平成 14 年度）、夢が丘小学校開校に伴い制定しました。

児童数・学級数、地域・行政の方針・社会情勢の変動等により、この規約が現状にそぐわなくなったときには見直しを行い、改正していく必要があります。

《 P T A 会費 》

- ◆ P T A 活動は、P T A 会費を主とした収入により運営されます。
 - ◇ 会費は 1 家庭あたり、年額 2,400 円です。(200 円/1 か月)
 - ◇ 会費は、年度始に一括して、会計が指定する方法を通じて納入します。
 - ◇ 年度途中における転出入及び入退会の場合は、会費を返金・徴収しません。

《委員選出方法》

- ◆ 運営委員は原則として新 2~6 学年より 2 名選出します。
- ◆ 選出方法は立候補による選出のみです。
- ◆ 次年度の運営委員は 3 学期に選出します。

《活動の休止》

- ◆ 運営委員立候補者が 9 名以下の場合は、PTA 活動を休止します。
- ◆ 活動休止中であっても、運営員選出及び窓口等のために運営委員を置くことができます。
- ◆ 活動休止中であっても、必要に応じて、臨時総会を開催することができます。
- ◆ 休止中の運営委員は、次年度の役員募集を行います。
- ◆ 活動休止年度の 2 学期に運営委員を選出します。
- ◆ 但し、立候補者が 9 名以下の場合は活動休止年度の 1 月 31 日に解散します。

《 総 会 》

- ◆ P T A の最高議決機関です。「定期総会」は年度始に、「臨時総会」は必要に応じて開催します。
- ◆ 全会員が出席します。出席できない場合は委任状を提出します。
- ◆ 書面総会の場合、会員は議決権行使書を提出します。各議事に対して賛成か反対を記入します。

《運営委員会》

- ◆総会に次ぐ議決機関です。必要に応じた頻度で開催します。
- ◆運営委員会では、次の内容を話し合い、承認をします。
 - ◇ 活動報告と検討事項、活動予定、会計監査報告、総会提出議案
 - ◇ P T Aの予算や事業計画に関すること
 - ◇ その他、P T Aの運営に必要なこと
- ◆P T A運営の中心を担います。
 - ◇ P T A活動における各会議の召集、運営、記録と会員への通知と報告を行います。
 - ◇ P T A会員の入退会の手続きを行います。
 - ◇ 会費の管理および会計業務を行います。
 - ◇ 共同代表3名のうち1名は、会計補佐となり、会計業務を行います。
 - ◇ 教職員会員から共同代表（副校長）、会計1名を選出します。
 - ◇ 学校との連絡調整・情報交換を行います。
- ◆他校・地域等との対外活動を行います。
- ◆家庭教育学級を運営することができます。
- ◆広報活動を行うことができます。
 - ◇ P T A会報誌を発行することができます。
 - ・内容、印刷、発行方法、発行回数についての規定はありません。
- ◆児童の健全な校外生活の保全のために、地域・校外の安全対策及び活動を把握し指導にあたります。
 - ◇ パトロールおよび交通安全指導を行います。
 - ◇ 通学路・遊び場等、学区域における危険箇所の情報を把握し、対処します。
 - ◇ 「ピーポくんの家」協力者との連絡調整を行います。
 - ◇ P T Aと地域をつなぐパイプ役をします。

《P T A 保険》

- ◆各種P T A活動を通じての会員の事故や器物破損に対して保障をするため、年間を通じてP T A保障保険に加入しています。契約内容は年度始に配布します。（窓口：運営委員会）

《P T A 顧問》

- ◆運営委員会の要望に応じ原則として前年度運営委員より1名以上選出します。
- ◆運営委員の続投による充足でも可。
- ◆運営委員会への出席及び意見を述べるすることができます。
- ◆前年度から引継ぎ、円滑に行えるようサポートします。

《P T Aサークル》

- ◆会員の交流・親睦を目的としたサークル活動を行うことができます。（窓口：運営委員会）
 - ◇ インドアスポーツサークル
 - ・ビーチボールバレー・バドミントンを中心に、体育館で行うスポーツを行います。
 - ◇ その他のサークル（バレーボール、卓球、バドミントン等）